

平成30年7月豪雨災害による被災者の皆様へ

民間賃貸住宅の借上げ条件が緩和されました

対象になる方（概要）

※アンダーラインは緩和部分

災害時において、
岡山県（災害救助法の
適用を受けた市町村）
に居住する方

原則として、次のいずれにも該当する方
 (1) 当該災害により住家が全壊、全焼、流失又は半壊（大規模半壊を含む。以下同じ。）
 し、居住する住宅がない方であって、自らの資力をもってしては、住居を確保する
 ことができない方。ただし、半壊については、流入した土砂や流木等により住
 宅としての再利用ができない方となります。
 (2) 災害救助法に基づく、被災した住宅の応急修理及び災害によって住居又はその周
 辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 （いわゆる、障害物の除去）の救助制度を利用していない方

民間賃貸住宅の条件 ※避難者は、自ら条件にあった物件を探して頂きます。

次の①、②のいずれにも該当する県内の住宅となります。【緩 和】

① 耐震性が確保された住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅等）

ただし、発災以降、本制度開始前に既に入居している場合や、耐震性を有する物件でニーズに合うものが
市場にない場合など、やむを得ない事情がある場合は除きます。【緩 和】

② 家賃・・・2人以下の世帯は月額6万円以下、3人～4人の世帯は月額8万円以下
5人以上の世帯は月額9万円以下

県が負担する経費

○ 毎月の家賃、礼金（家賃1ヶ月分以下）、退去修繕負担金（家賃2ヶ月分以下）

○ 諸経費：仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分以下）、損害保険料（県が包括契約で加入）、管理費、
共益費、入居時鍵等交換費

※貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。

※上記以外の光熱水費、駐車場料金、自治会費等は入居者の負担となります。

※被服、寝具その他生活必需品につきましては、市町村にご相談ください。

入居期間

入居時から2年以内

既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方【緩 和】

平成30年7月5日（矢掛町は7月6日）の災害救助法適用以降、既に個人で契約して入居して
いる場合でも、上記の「対象になる方（概要）」、「民間賃貸住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得
られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業の対象とな
ります。

条件緩和後の受付開始日

平成30年8月1日（水曜日）

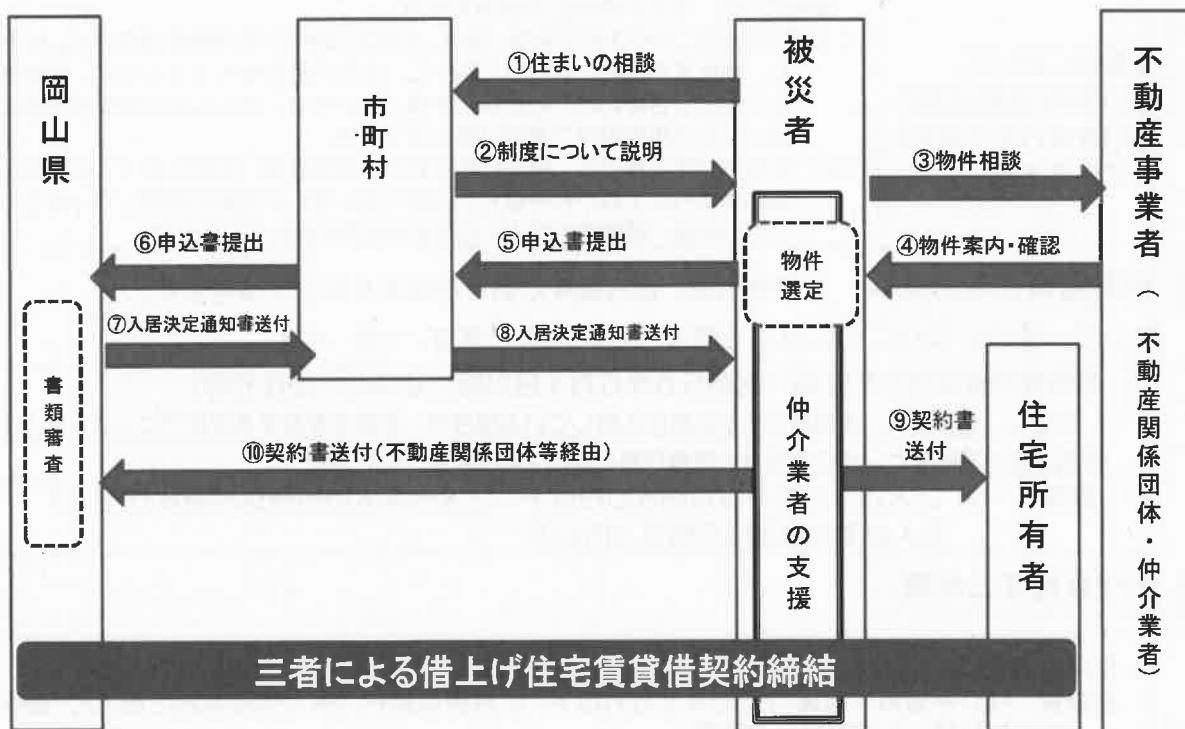
その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、県が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 県が借り上げた住宅から一旦退去されると、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ④ 県が借り上げる住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。

平成30年7月豪雨災害による被災者に対する民間賃貸住宅提供に係る手続きの流れ

岡山県、貸主、被災者（入居予定者）の三者契約となります。

民間賃貸住宅提供に係る手続きの流れ



平成30年7月豪雨災害による被災者に対する民間賃貸住宅の借上げ対象となる経費

経費の区分	負担区分	備 考
家賃の条件	県	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以下の世帯は月額6万円以下 ・3人～4人の世帯は月額8万円以下 ・5人以上の世帯は月額9万円以下 <p>※上記の家賃の賃貸住宅に限ります（それ以外は、みなし仮設の対象外です）。</p>
退去修繕負担金	県	家賃の2ヶ月分以下。これを超える修繕費については、入居者の負担となります。
礼 金	県	家賃の1ヶ月分以下。契約締結後、県が家主等に支払います。
仲介手数料	県	家賃の0.54ヶ月分以下。契約締結後、県が仲介業者に支払います。
共 益 費	県	通常徴収している額
管 理 費	同 上	
入居時鍵等交換費	県	同 上
損 壊 保 険 料	県	県が包括契約により加入
光 熱 水 費	入居者	入居者の負担となります。
駐 車 場	入居者	同 上

※ 上記経費で県が負担することとなるものについては、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。

【制度全般に対するお問い合わせ先】

岡山県土木部都市局住宅課(086-226-7527)又は保健福祉部保健福祉課(086-226-7316)